

移動介護従業者養成研修事業認定申請の注意事項

移動介護従業者養成研修事業の認定を受けようとする場合、実施計画を提出する場合、及び指定の内容変更を行う場合においては、下記の事項に注意して、それぞれで定められた様式の申請書を添付すること。

記

1 申請に関する要件

ア 研修事業の実施者は、事業を適性且つ円滑に実施するために必要な事務能力及び安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。

イ 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区別され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

2 学則等に関する要件

研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、公開すること。

- ①開講目的、②研修事業の名称、③実施場所、④研修期間、⑤研修カリキュラム、⑥講師氏名、⑦研修修了の認定方法、⑧開講時期、⑨受講資格、⑩受講手続き（募集要領等）⑪授業料、実習費等

3 カリキュラムに関する要件

ア 研修カリキュラムが実施要綱に定めるカリキュラム内容に従ったものであること。

イ 研修事業が実施要綱に定める内容に従い、継続的に毎年1回以上実施されること。

ウ 適切な実習施設との連携により、実習実施計画が定められていること。

エ 修業年限は、原則として、2月以内であること。ただし、地域の実情により、止むを得ない場合については、4月以内として差し支えない。

オ 講義を通信の方法によって行う場合にあっては、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 面接指導の時間数は1以上であること
- (2) 面接指導を行うのに適当な講義室及び演習を行うのに適当な演習室が確保されていること。

4 講師等に関する要件

講義を担当する講師について、学歴、職歴、資格、実務経験に照らし、各科目を担当するために適切な人材が適当な人数確保されていること。